

「2026 年度中央大学経済援助給付奨学金(災害による被災者対象)」募集要項

中央大学では、災害等による被災地域出身の在学生に対し学修の機会を保障することを目的として「中央大学経済援助給付奨学金（災害による被災者対象）」の募集を行います。

給付を希望する学生は、本募集要項を確認のうえ、期限内に所定の手続を完了するようにしてください。

1.申請資格

次の(1)～(3)の要件を全て満たす方が対象です。

- (1)2026 年 7 月 28 日に熊本県で発生した令和 8 年熊本地震に係る災害救助法が適用された市区町村に家計支持者または学費負担者）が居住していたこと（災害発生時点）。
- (2)家計支持者または学費負担者が居住する住家（借家含む）について、市区町村役場発行の罹災証明書の罹災状況が「全壊（全焼・全流失含む）」・「大規模半壊」であること。
- (3)2026 年度に本学に在学していること（ただし、2026 年度に休学中または休学を予定している学生は除く）。

【注意事項】

- ・日本国籍を有していない者は、査証における在留資格が「永住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」または「定住者」「家族滞在」である場合に限って出願できます。また、「家族滞在」の在留資格の方は申請前に早めに奨学課に申し出てください。

2.給付金額・給付方法

(1)給付金額

2026 年度に納入すべき学費の 1/2 相当額

算定基礎となる学費の対象費目は、次のとおりです。

学部：授業料・施設設備費・教育充実費・実験実習料

大学院（専門職大学院を除く）：在学科・施設設備費・実験実習料・特別研究指導料

専門職大学院：在学科・施設設備費

※学部生の諸会費（学友会費・父母連絡会費・学員会費）は免除します。

既に納入されている場合には返還します。

※国による修学支援新制度（JASSO 給付奨学金・授業料減免）または本学の学費減免と併用する場合は、減免後の金額に充当します。

※他の学内奨学金を受給している場合の給付額は、他の奨学金との合計で当該年度に納入すべき学費相当額を限度とします。

※国による修学支援新制度（JASSO 給付奨学金・授業料減免）や、学内外問わず他の奨学金を現在受給している、または、これから申請を予定されている場合は、申請前に奨学課までお知らせください。また、申請後に受給する際も奨学課にお知らせください。

(2)給付方法

給付金額を学費に充当します。学費納入状況によって、次のとおりとなります。

- ① 後期分未納の場合：後期分学費に充当します。
- ② 後期分納入済の場合：給付金額を大学より振り込みます。

※大学院生および専門職大学院生の方は、申請前にお問い合わせください。

3.申請方法

※本奨学金申請の際には、「1.申請資格」に記載の(1)～(3)の要件を全て満たすことをよく確認してください。

(1)申請期限

2026 年 12 月 21 日（月） ※当日消印有効

(2)提出先

「7.お問い合わせ先（受付窓口）」まで、記載の提出書類を全て揃えて、窓口へ持参、もしくは**記録が残る方法（レターパックライト、簡易書留等）で郵送**してください。

(3)提出書類

提出書類		備 考
①	中央大学経済援助給付奨学金（災害による被災者対象）申請書【様式 1】	
②	住民票（謄本）の写し （マイナンバー〔個人番号〕・本籍省略）	家計支持者または学費負担者の属する世帯全員分の情報（続柄を含む）が記載されているものがが必要です。市区町村役場に発行を依頼する際は、必ず「世帯全員分の続柄が記載された全部事項証明書」を請求してください。
③	罹災証明書	コピー可。 被災地の県市区町村役場・消防署が発行します。
④	誓約書【様式 2】	
⑤	口座振込依頼書【様式 3】	※該当者のみ提出 （既に当該年度の学費を納入済みの方は提出してください。）

※公的機関発行の証明書（住民票、罹災証明書）については、原則として発行から 3 カ月以内に取得したものを添付してください。

※申請期限までに証明書の発行が間に合わない場合には事前に奨学課までご相談ください。

※既に本学に証明書を提出したことがある方は、再提出不要です。既に提出済である旨を、申請書の「原本提出が困難な証明書類及びその理由」欄に記載してください。

※申請内容により、電話で確認させていただく場合や、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※原則、提出された書類は返却しませんのでご注意ください。

4.採否結果

提出書類を審査し、採否を決定します。結果は、本人（学生）と父母または家計支持者（学費負担者）へ通知します。

5.採用決定後の手続き

(1)採用通知には、採用後必要な手続書類を同封しますのでご確認ください。採用後、期限までに同封の誓約書が提出された段階で給付金額が学費に充当されます。

(2)給付金を振り込む対象となる方には、誓約書の他に口座振込用紙（返還請求書）を同封しますので、誓約書と同時に提出してください。

6.その他

- (1)申請内容や提出書類が事実と異なる場合または退学や休学(半期休学含む)もしくは学則違反等により、奨学金の受給資格を失った場合は、本給付奨学金の採用を取り消し、給付奨学金等を可及的速やかに一括で返還していただきます。
- (2)提出された書類および申請書に記入された情報等は奨学金業務または被災支援以外の目的に使用することはありません。

7.お問い合わせ先（受付窓口）・申請書送付先

学生部事務室奨学課

〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1

☎ 042-674-3461

📧 <https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=48>

以 上